【平成20年7月4日政令第219号改正後】

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項　に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項　において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等　又は一連の店頭売買有価証券売買等　をいう。以下同じ。）又はその委託等　若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集　又は売出し　を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項、第二十三条並びに第三十条第一項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項、第二十三条並びに第三十条第一項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（内閣府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と総理府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（総理府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と総理府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（総理府令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは受託等（法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者　の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者　の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　安定操作取引（法第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又は店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引をいう。以下同じ。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行う場合でなければ、してはならない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録している各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の売買取引（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の売買取引（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社の役員

四　前号の会社（大蔵省令で定めるものを除く。）

五　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の売買取引（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社又はその役員

（四　新設）

四　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行なうことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（安定操作取引をすることができる場合）

**第二十条**　法第百二十五条第三項に規定する目的をもつてする有価証券市場における一連の売買取引（以下「安定操作取引」という。）又はその委託若しくは受託は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために行なう場合でなければ、することができない。

２　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる証券会社に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二　その他の場合　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

３　第一項の場合において、安定操作取引の委託をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者である会社の役員

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と大蔵省令で定める密接な関係にある会社又はその役員

四　当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場している各証券取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託を行なうことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

（改正前）

（新設）